平成２４年（フ）第５７１号
埼玉県鴻巣市人形３丁目２番69号
債務者　岡　　義隆
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第６１９号
埼玉県川口市芝下２丁目20番25号　第一本多荘105号高原秀夫方
債務者　柴田ヤエ子
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２１１号
埼玉県春日部市南１丁目14番９号　アネックス春日部２―202
債務者　藤田真由美
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第２２６号
埼玉県越谷市大字袋山684番地14
債務者　平岡　秀司
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第２３１号
埼玉県春日部市上蛭田628番地４、旧住所埼玉県春日部市西八木崎１丁目７番８号
債務者　今田　由子
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第２３２号
埼玉県草加市草加５丁目７番28―101号、旧住所埼玉県草加市松原５丁目４番23号　ハイツブルースカイ105号
債務者　吉田　晏子
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第２３３号
埼玉県草加市原町２丁目３番12―22号
債務者　鈴木　きく
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第２４２号
埼玉県越谷市大字西新井725番地　星野アパート２号
債務者　飯島　大和
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第２４３号
埼玉県春日部市西金野井338番地327
債務者　知久ともみ
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第２１号
千葉県山武郡大網白里町四天木乙2573番地25　四天木住宅17―１号
債務者　生島　健志
法定代理人親権者母　生島　恵子
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第５３号
千葉県旭市三川6277番地２　シティハイムＣＬＥＡＮ101号
債務者　平野　　賢
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第１４２号
静岡県駿東郡小山町菅沼970番地　町住茅沼団地８号、前住所静岡県駿東郡小山町生土390番地　天和造園土木
債務者　小関　公二
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第１６３号
静岡県熱海市下多賀404番地の１　網代下多賀荘４号、前住所静岡県沼津市西浦江梨325番地の１
債務者　粂田　啓二
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第６５６号
愛知県北名古屋市沖村沖浦141番地　ファミールＫ103号
債務者　西脇　正人
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８３７号
名古屋市南区鶴田１丁目11番７号　コーポ幸２号
債務者　森　　弥生
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１４４号
愛知県一宮市北方町北方字西本郷121番地３
債務者　太田　重由
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第１５７号
愛知県安城市三河安城東町１丁目16番地５　Ａ・Ｃｉｔｙ三河安城東町401
債務者　安部友依子
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係